

令和7年度 美浦村放課後児童クラブ入会申し込みのご案内

令和7年度美浦村放課後児童クラブの入会申し込みを受け付けます。

放課後児童クラブの利用を希望される方は、必要書類を揃えてお申し込みください。

放課後児童クラブとは…

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生のお子さまを、学校の放課後や長期休業中にお預かりし、適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業です。

☆申請書類の配布開始 令和6年10月15日（火）～

☆申請書類の配布場所及び申請書提出先

大谷時計台児童館 及び 木原城山児童館

☆申請受付期間

令和6年10月15日（火）～11月15日（金）の平日
午前10時～午後6時45分

※提出時には、申請書の内容・証明書類の確認をさせていただくため少々お時間をいただきます。時間に余裕をもってご来館ください。

申請書類に基づいて、入会要件を満たしているかどうか、村で審査を行います。入会基準を満たさない場合や、書類に虚偽の記載があった場合には入会が認められません。

☆☆☆☆☆ 令和7年度 美浦村放課後児童クラブの変更点 ☆☆☆☆☆



美浦小学校開校により、各放課後児童クラブ施設への通所は、学校授業日に限りスクールバスで向かいます。お子さまがひとりでバスに乗車できない場合は、保護者の方にお迎えをお願いする場合がございます。



小学校が統合されるため、木原小、安中小、大谷小の学校区が廃止されます。そのため、放課後児童クラブは、大谷児童クラブと木原児童クラブの2か所で行います。これまで安中小学校区で行っていた児童クラブは、大谷児童クラブに統合して行います。
（安中小学校区にお住まいの方は、大谷児童クラブに入会申し込みをお願いします。）



就労証明書は、保育所入所および現況届の際に提出するものをコピーして代用できます。きょうだい保育所入所により就労証明書を提出する場合は、そのコピーを代用できます。ただし、3カ月以内に取得したものに限りです。

美浦村放課後児童クラブについて

1 入会申請について

申請に必要なもの（継続して利用される方も毎年、申請が必要です。）

- ① 美浦村放課後児童クラブ入会申請書
- ② 証明書類 ・ 就労証明書 ・ 自営業内容申告書 ・ 農業証明書
- ③ 心身状況書

※詳細は、配布する申請書類をご覧ください。

2 児童クラブの利用ができる方（入会基準）

保護者の方が次のいずれかに該当する場合に利用申請ができます。

- ・就労等により昼間家庭にいない場合
- ・病気等により療養中である場合
- ・妊娠中又は産後間もない場合
- ・病気や要介護者、心身に障害等のある同居親族を常時看護、介護する場合



3 クラブ名および場所

クラブ名	施設の場所・電話番号	入会児童
大谷児童クラブ	興津324（大谷時計台児童館内） 029-885-0597	大谷小学校区・安中小学校区
木原児童クラブ	木原1578-5（木原城山児童館内） 029-885-1064	木原小学校区

4 開・閉所日

開所日	・学校授業日（月曜～金曜日） 開所時間：放課後～午後6時45分
	・土曜日（月1日程度開所日あり） ・春、夏、冬休み期間（月曜～金曜日） 開所時間：午前7時30分～午後6時45分
閉所日	・土曜日（ただし月1日程度開所日あり）及び日曜日／祝日 ・8月13日から8月15日／12月29日から翌年1月3日 ・天候や災害等により開所が困難と見込まれる場合 ・学校が臨時休校や学級閉鎖になった場合 ・その他 特に村長が認めた日

5 保護者負担金等について

利用区分による負担金の種別（内容）		金額
児童クラブ利用料金	月額利用料金	10時間未満 1,000円
		10～20時間未満 1,500円
		20時間以上 2,000円
保険加入について		スポーツ安全保険料（任意加入） 児童1名につき 900円

6 その他

- ・児童の疾病や行動により、他の児童に影響を与える等、集団生活が困難と認められる場合は、ご相談の上、ご利用を控えさせていただくことがあります。
- ・発熱や腹痛等、体調がすぐれない場合はお預かりすることができません。
- ・保護者のお仕事がお休みの日は、家庭保育へのご協力をお願いいたします。



問い合わせ先 美浦村教育委員会 子育て支援課 TEL 029-885-0340（内線 231・232）